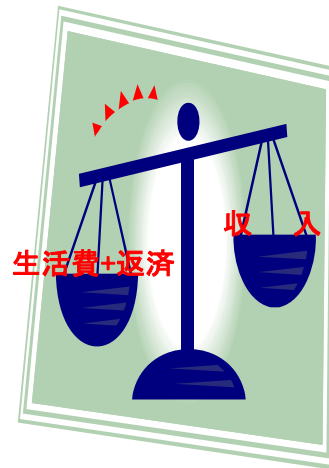


債務を整理するための裁判所の手続について

個人である債務者が、借入れや商品の購入等により債務(借金や購入代金等の支払義務)が増えたり、何らかの事情で収入が減ったりして、債権者(支払先)に約束どおり支払うことが困難になることがあります。

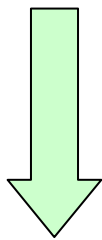
このような場合に、債務を整理し、生活を立て直すための裁判所の手続として、特定調停、個人再生、破産の手続などがあります。

今後も支払いを続けることができそうかどうか、話し合いで解決できそうかどうかなどの事情により手続を選択することができます。



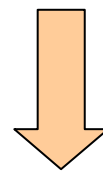
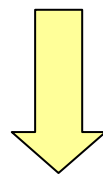
話し合いによる解決

法律に定められた手順による債務の整理



計画弁済型

財産処分型



特定調停手続

個人再生手続

破産手続

特定調停、個人再生及び破産の各手続に関する説明は、裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/>)で見ることができます。

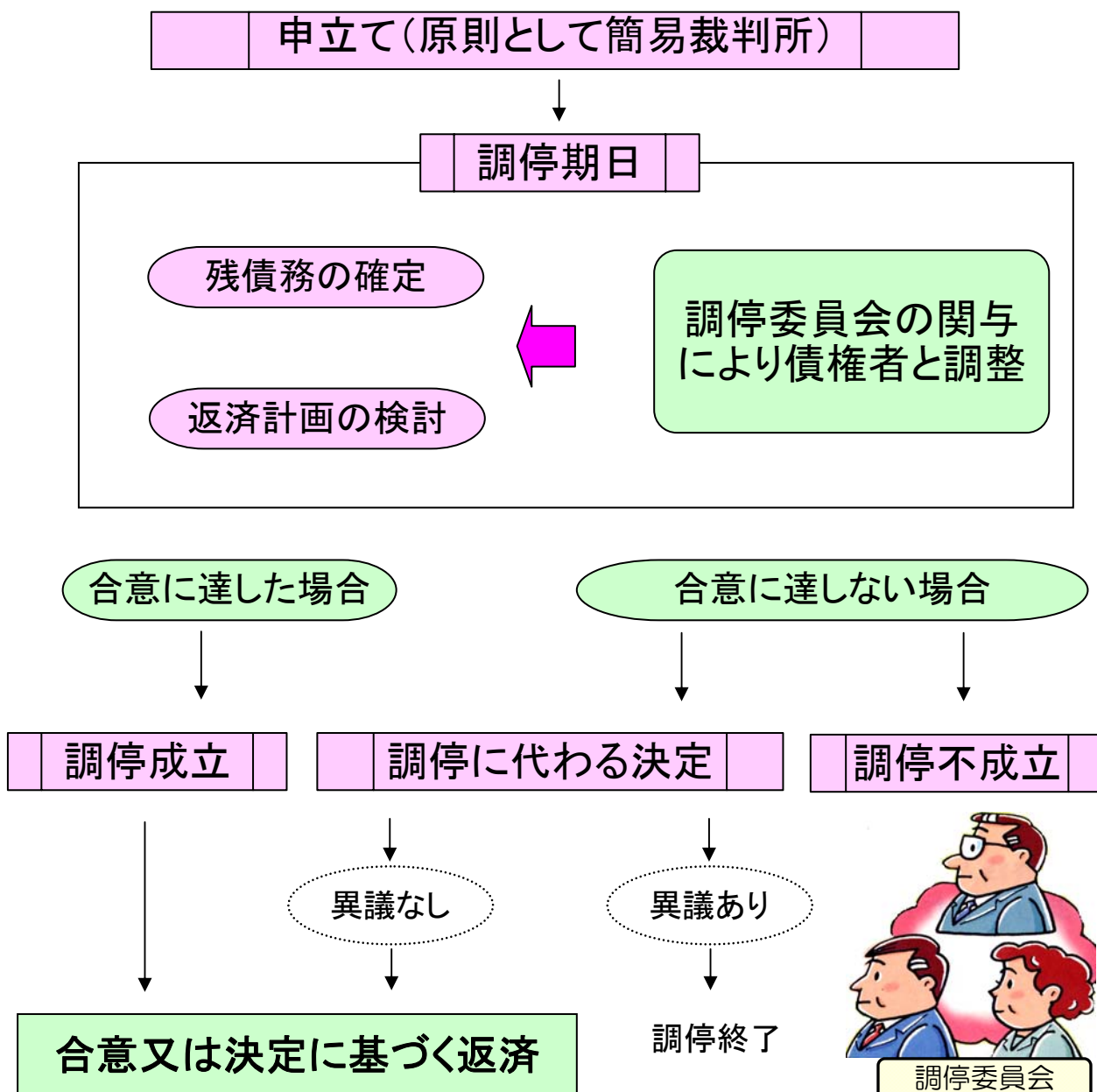
特定調停手続

☆債権者との話し合いにより、返済方法を見直す手続です。

返済方法(返済額, 回数)などについて, 債権者との話し合いにより, 経済的な立て直しを図るための手続です。民間から選ばれた調停委員が関与し, 債務者が経済的再生を図れるよう, 合意に向けた調整を図ります。合意に達した場合, 合意の内容どおりに返済することになります。

合意に達しない場合でも, 裁判所は, 適切と思われる返済方法を決定(「調停に代わる決定」といいます。)することができ, これに双方から異議が出なければ, 合意に達した場合と同様に, その決定内容に従って返済することになります。

特定調停手続の流れ

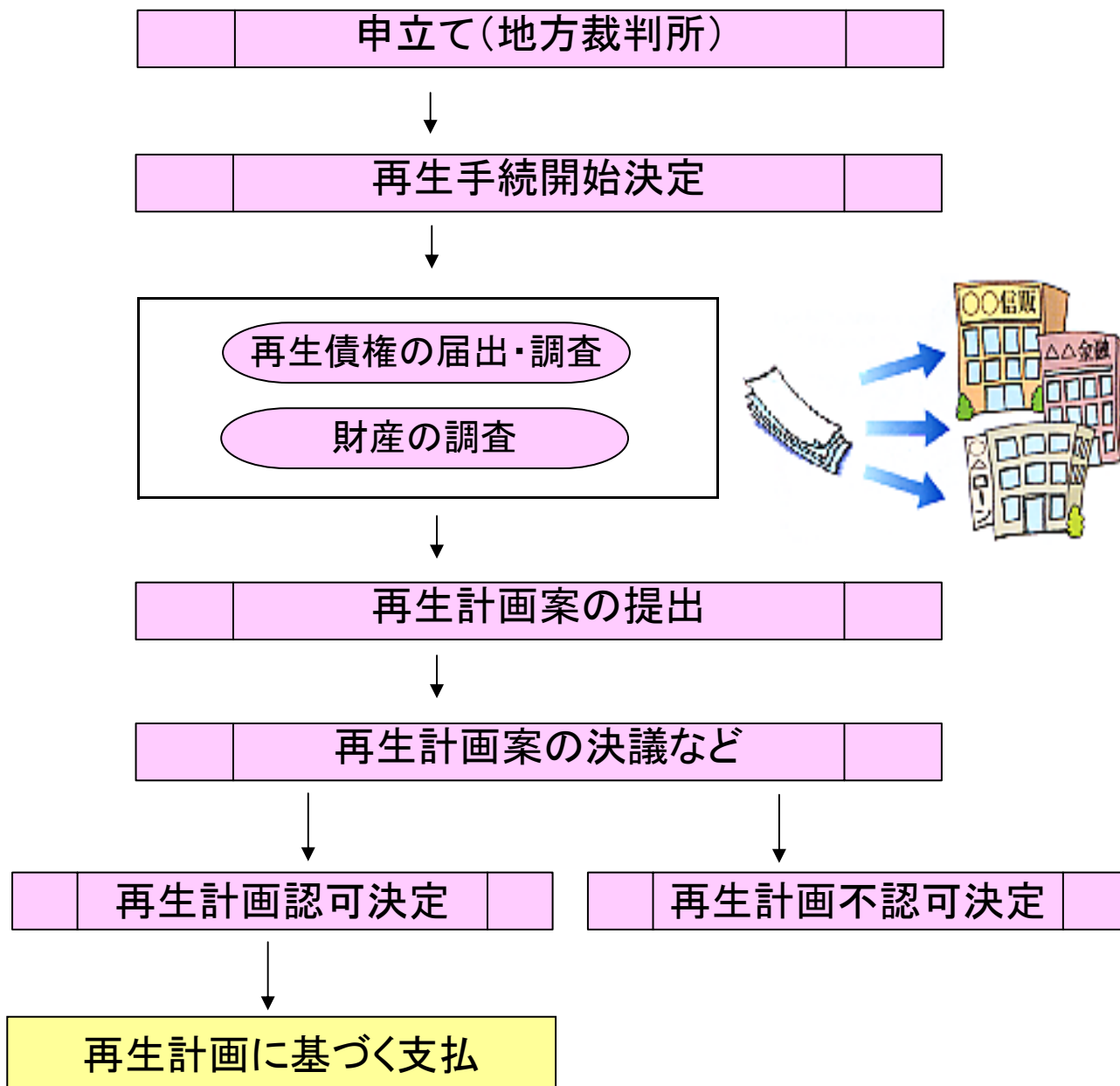


個人再生手続

☆法律で定められた手続により債務の支払計画を立てる手続です。

債務者が、将来の給料などの収入によって、法律で定められた限度で債務を減額し分割して支払う計画を立てます。債権者の意見などを聞いた上で、その計画を裁判所が認めれば、手続に反対する債権者も含め、その計画に従った支払をすることによって残りの債務は免除されます。
住宅ローンがあっても、一定の条件を満たす場合には、住宅を手放さずにおくことも可能です。

個人再生手続の流れ



破産手続

☆債務者の財産をお金に換えて債権者に分配する手続です。

債務者の全財産を充てても債務を返済できなくなった場合に、債務者の財産をお金に換えて債権者に公平に分配する手続です。併せて、債務の支払義務を免除し、経済的な立ち直りを助ける免責手続を利用することもできます。

破産手続の流れ

申立て(地方裁判所)



破産手続開始決定

破産手続

免責手続

手続を進めるための財産がある

破産管財人を選任

財産の管理・換価

破産債権の調査

手続を進めるための財産がない

債権者へ配当する十分な財産がある

配当

債権者へ配当する十分な財産がない

債権者からの意見聴取

破産管財人の意見

免責不許可にする理由がない

免責不許可にする理由がある

破産手続終結決定

破産手続廃止決定

免責許可決定

免責不許可決定